

平成19年10月19日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

変額個人年金保険「ナイスショット」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、平成19年10月22日(月)より全支店・出張所にて変額個人年金保険「ナイスショット(正式名称:変額個人年金保険 型2003・目標設定機能付最低保証年金特約1015型)」(引受保険会社:ハートフォード生命保険株式会社)の取扱いを開始いたします。

「ナイスショット」は、「運用期間満了前であっても、あらかじめ設定した収益目標に基づき好調な運用成果を確保し、受け取りたい」とのニーズにお応えした、目標設定機能のある変額個人年金保険商品で、主な特徴は以下の通りです。

1. 目標設定機能

ご契約時に、基本保険金額(一時払保険料相当額)に対する運用成果の目標値を、120%、130%、140%、150%の中から設定することにより、契約日から5年経過後、運用期間中に積立金額が目標値以上に到達した場合、自動的に運用成果を確保し、受け取ることが可能です。(目標値を設定しないことも可能です。)

この場合の受取方法は、一括受取または、年金受取(確定年金、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金)のいずれかから、お客様のライフプランに応じてお選びいただけます。

2. 運用について

契約初期費用をいただくず、お預かりした保険料全額を特別勘定にて運用いたします。運用期間は10年で、主に株式比率40%のバランスファンドにて安定的な運用を目指します。

3. 最低保証機能

目標値に到達せず、運用期間満了時に積立金額が基本保険金額を下回った場合でも、確定年金を15年間受け取ることにより、基本保険金額(一時払保険料相当額)が最低保証されます。なお、運用期間満了時に積立金額が基本保険金額を上回った場合には、一括または、年金(確定年金、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金)にてお受け取りいただけます。

万一、運用期間中に被保険者がお亡くなりになっても、運用実績にかかわらず、死亡保険金は基本保険金額(一時払保険料相当額)が最低保証されます。

「ナイスショット」の商品概要につきましては別紙1を、留意点につきましては別紙2をご参照ください。

当社では、今後とも商品ラインアップの拡充を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力によりお客さまのニーズにきめ細かく対応してまいります。

以 上

変額個人年金保険新商品 商品概要

取扱い内容		
全般	被保険者の契約年齢	0～75歳(満年齢)
	契約形態	契約者と被保険者が別の契約も可能
	基本保険金額 (一時払保険料)	200万円以上3億円以下(1円単位)
	被保険者通算最高保険料	5億円以下
	増額	100万円以上1円単位
	増額可能期間	契約日からその日を含めて8日目(8日目が非営業日である場合は翌営業日)の翌日以後、1年後の契約応当日前日まで可能 (但し、76歳で迎える契約応当日以後の取り扱いは不可)
	解約	全部解約または一部解約(10万円以上1円単位)が可能。
	クーリング・オフ	適用あり (ご契約日からその日を含めて8日目(8日目が非営業日である場合は翌営業日)の翌日以後、特別勘定による運用が開始されます。) (8日以内解約の取扱あり)
運用	運用期間	10年間(新契約時)
	運用期間の延長	設定した目標以上に到達しなかった場合は特別勘定での運用を継続し、「年金受取開始日の繰り下げ」を行うことも可能。但し被保険者の年齢が90歳でむかえる契約応当日まで(10年目の契約応当日をむかえる直前(約3ヵ月前)にハートフォード生命より確認を行います)。
	運用勘定 (基本配分比率)	バランスファンド1本 国内株式10%、外国株式30%、日本債券25%、外国債券35% 外国株式は為替ヘッジあり、外国債券は為替ヘッジなし
年金	運用期間中の受取機能	なし
	最低保証	年金受取総額保証 (最低運用期間10年、年金受取期間15年)
	年金受取方法自由選択 における年金種類	運用期間10年後に「年金受取方法自由選択」(選択可能な年金種類は以下の通り。)に移行可能。 また、5年目以降に積立金額が目標額以上となった場合にも移行可能 (但し、移行した場合、年金受取総額の最低保証はなくなる。) 確定年金(5・10・15・20年) 保証期間付終身年金(5・10・15・20年) 保証期間付夫婦年金(5・10・15・20年) 一括受取も可能
	後継年金受取人指定特約	可能
目標設定	指定割合	基本保険金額の、120% / 130% / 140% / 150%の中から指定。目標値(%)を設定しない取り扱しも可。
	移行日	ご契約日からその日を含めて5年経過後以降、積立金額が目標額以上となった翌日
	判定	毎営業日毎に行う
	年金支払開始日	移行日からその日を含めて30日を経過する日の翌日。 但し、移行日以後年金受取開始までであれば、被保険者の年齢が90歳でむかえる契約応当日までの範囲で据え置くことも可能。
保険	死亡保険金	基本保険金額と被保険者死亡日の積立金額の大きい方の金額
	災害死亡保険金	基本保険金額の20%
	配偶者契約継続	可(継続前の契約と同じ内容となる)
	相続年金支払特約	なし
諸費用	契約時費用	なし
	保険関係費用	年率2.55%
	運用関係費用	年率0.525%(税抜年率0.50%)
	解約控除率	1年未満 7%、1年以上2年未満 6%、2年以上3年未満 5%、3年以上4年未満 4%、4年以上5年未満 3%、5年以上6年未満 2%、6年以上7年未満 1%、7年以上 0%
	年金管理費	年金額の1.00%

詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」等をご覧ください。

この保険の投資リスクと手数料について（ナイスショット）

<投資リスク>

変額個人年金保険の一時払保険料の運用は特別勘定で行われ、特別勘定資産の運用実績に基づいて将来の年金額、死亡保険金額、積立金額および解約払戻金額が変動（増減）します。特別勘定が投資する投資信託は、国内外の株式・公社債等で運用されており、運用実績が死亡保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により積立金額やお受け取りになる年金総額や解約払戻金額の合計額等が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、すべてご契約者に帰属します。

変額個人年金保険は生命保険商品であり、預金ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

解約・一部解約をした場合や年金受取開始日以降に年金を一括受取する場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

<手数料>

保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用です。運用期間中、積立金額に対して年率 2.55% の割合で積立金額から毎日控除されます。

運用関係費用：特別勘定の運用に関わる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率 0.525%（税抜 0.50%）程度の割合で信託財産から毎日控除されます。運用手法の変更等の理由により将来変更される可能性があります。

年金管理費：年金支払の管理に関わる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して 1% の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。将来変更される可能性があります。

解約控除：ご契約日（増額部分については増額日）からその日を含めて 7 年未満の解約・一部解約については、解約控除対象額 に、経過年数に応じて所定の解約控除率（7%～1%）を乗じた額が積立金額または一部解約請求金額から控除されます。

解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうちいずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。

この商品にかかる手数料の合計額は、「運用期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用」）」と「年金受取期間中の費用（「年金管理費」）」の合計額となります。また、特定のご契約者には「解約控除」がかかります。